



男女共同参画 ひと かがやく男女になるために



「e市民ネットワーク袋井」

男女共同参画の講座を企画運営できる団体の募集をきっかけに、平成18年5月に男性2人・女性5人で設立し、活動を始めた「e市民ネットワーク袋井」の皆さん。昨年の11月には、男女共同参画を考える講座(全3回)を企画・運営しました。

代表の天野淑子としこさん(諸井) 男女共同参画社会は、男性も女性もそれぞれが経済的・生活的に自立していくことが大切な要件だと思っています。社会の活性化につながっていくのではないかと思います。

鈴木市代いちよさん(梅山) 一人で男女共同参画を学習してきましたが、同じ志を持った人が一緒に学び、より多くの方に男女共同参画を伝えていければと思います。

飯田せつ子せつこさん(諸井) いろいろな活動をしている個人が集まりました。年齢や性別も違い、みんな個性があって、いい刺激を受けています。

深見広美ひろみさん(中新田) 今回、初めて講座を企画運営して、自分自身に力がついたと思います。3回の講座を運営して得た

経験を生かし、これからもより分かりやすい講座の運営をしていきたいです。
金原清しみずさん(浅岡下) 今まで会社人間でしたが、講座の運営に参加し、地域の人たちや多くの女性と出会うことができました。定年退職した後に、いろいろな人々とかかわる機会を得て、人生が変わりました。



e市民ネットワーク袋井の皆さん

男女共同参画とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、家庭で、地域で、学校で、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できることです。

☎ かわせ推進課人権啓発室
☎ 44-3116

市政 Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q? 国民年金保険料は税金の申告をする時の控除になるのでしょうか。

A! 平成18年中に支払った国民年金保険料は、平成18年分の税金の申告をする時に、社会保険料として控除することができます。本人分だけではなく、生計を同じにする家族の社会保険料を支払った場合も控除の対象になります。

申告には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。社会保険庁から郵送された控除証明書を申告書に添付して、申告してください。



国民年金保険料

社会保険料控除証明書に関することは、☎0570009911または、☎0453261840へお問い合わせください。

市民課国保年金係

☎ 44 3113

税務課市民税係

☎ 44 3109

Q? 洗面所の蛇口の水漏れが止まらなくなりました。市役所に連絡すれば修理してもらえるのでしょうか。

A! 市では、個人や会社の台所や洗面所などの給水設備の修繕は行っていません。「袋井市指定給水装置事業者」に工事を依頼してください。給水装置は使う方の持ち物です。指定給水装置事業者は、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)をご覧ください。



市では、道路の下に埋まっている水道管からの水漏れなどの修繕を行っています。

道路などで水漏れを発見したら、支所1階水道課工務係までご連絡をお願いします。

水道課工務係

☎ 23 9220